

現状と課題

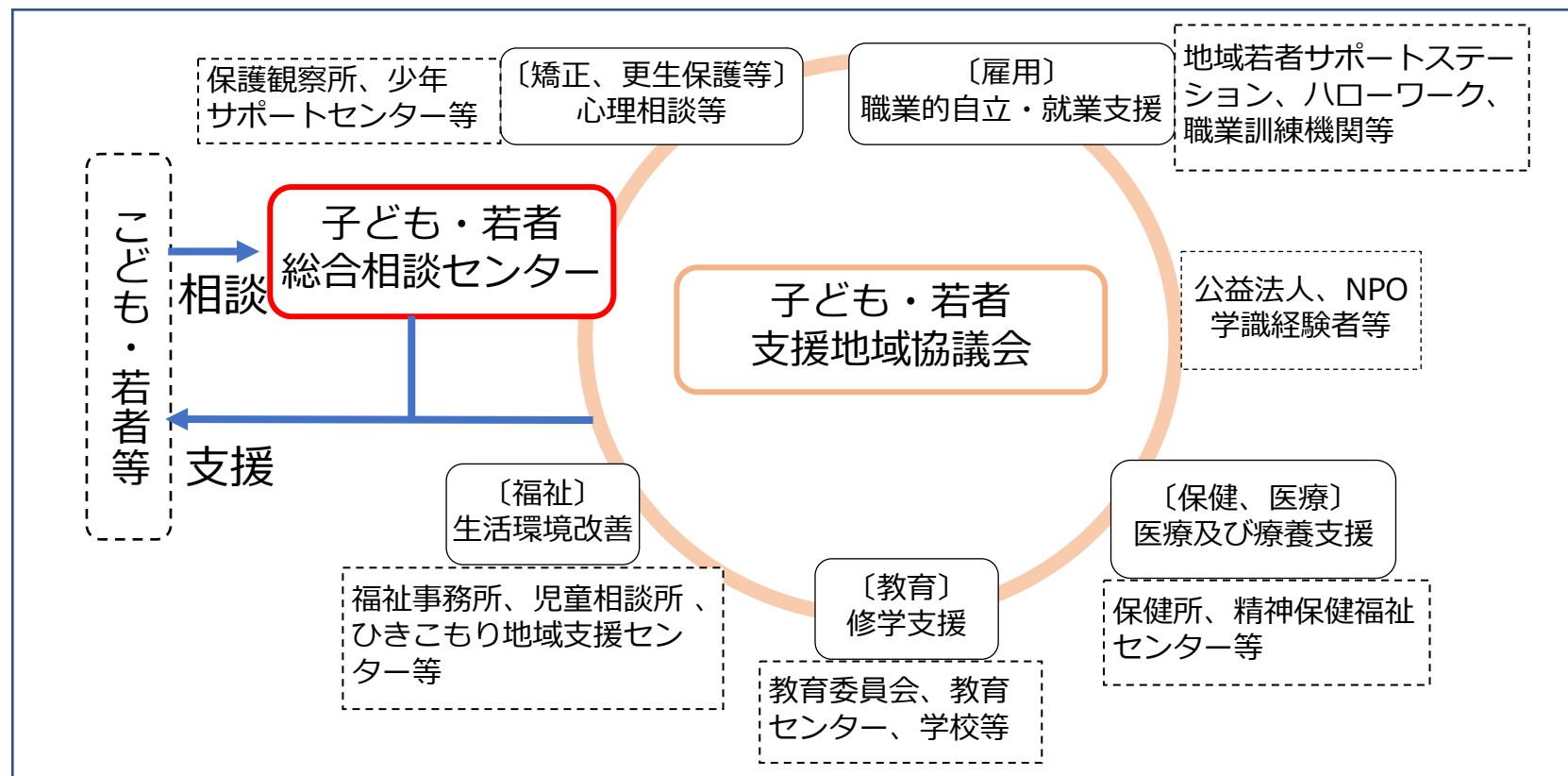
- 若者は、**社会的自立に向けた重要な移行期**にあり、**様々な課題に直面**する。
課題を乗り越えるためには多くのサポートを要することが多いが、家庭や地域の包摂力の低下等を背景に、**家庭等で必要なサポートを得られない若者は少なくない**。
また、行政等による、こどもや子育て家庭という養育支援に係る支援は充実してきているものの、それに比して、若者の自立支援については、十分とは言えない点もある。
- 加えて、若者は、**相談窓口へのアクセスに対する心理的なハードルの高さから相談支援につながりにくいこと**や、**年齢等、制度の接合性の問題により支援が途切れやすい**ことが特徴として挙げられる。
- 居場所づくりやアウトリーチ等、困難を有する若者が安心して困りごとを話せる環境を整え、若者の状況に応じて、適切な支援をコーディネートし、伴走して支援しつづける存在が必要ではないか。

●子ども・若者支援地域協議会

社会生活を営む上で困難を有するこども・若者への支援に関し、教育、福祉、保健、医療、矯正、雇用等の関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることにより、その効果的かつ円滑な実施を図るためのネットワーク（2025年4月1日現在、145の地方公共団体が設置）

●子ども・若者総合相談センター

こども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供・助言を行う拠点（2025年4月1日現在、124の地方公共団体が設置）



事業の目的

- 置かれた環境等から若者が様々な生活上の困難に直面しているところ、おおむね義務教育終了後から30代までの困難を有する若者への支援は、児童への支援と比較して自治体における対応状況に課題があることが明らかになっており、困難を有する若者への支援を全国に広げることとは急務である。
 - 困難を有する若者は複合的な課題を有するほか、過去の経験等から行政や支援者への不信感を持つ者や、対人関係・援助希求を苦手とする若者も多いことから、自身のことを安心して話せるような関わりや、一度支援が終わった後にも戻って来られるような関係性や場を整える必要があることが明らかとなっている。
 - また、15歳・18歳の切れ目など、所属や支援機関が変わるタイミングで支援が途切れることで若者が頼れる先が無くなりやすいことが指摘されており、継続的に支援を必要とする若者と、所属が無くなる前から関係性を構築し、伴走型の支援を行う必要がある。
- ※ 当事業のほか、国においては、令和7年度中に、困難を有する若者支援の在り方等に関するガイドラインの検討、困難を有する若者支援の啓発・促進のための会合や研修等を実施予定。

事業の概要

(1) 困難を有する若者への相談支援機能強化

官民が連携し、困難を有する若者とのコンタクトポイントを確保して効果的に相談につなげるための信頼関係を構築するとともに、必要な支援を提供するためのコーディネート、子ども・若者総合相談センター等の地域の機関・団体等において行う場合、補助を行う。

● 市区町村における相談支援

- ① 若者をつながり・安心して困り事等を話せる関係を作るための取組
(若者向けスペースの運営、若者向けイベント実施、校内カフェの実施等)
- ② 伴走的サポートのための取組(支援計画の作成、同行支援、フォローアップ等)
- ③ 地域資源の開拓・連携、広報啓発等
(地域資源マップの作成、若者支援サポーターの養成、地域住民への広報啓発活動等)

● 都道府県における相談支援

- ① 管内若者支援の充実に向けた取組(未対応地域における若者支援機能の確保
(市区町村における①～③の役割を含む)、管内市区町村への助言等)
- ② 管内地域資源の開拓・連携、広報啓発等
(市区町村と協力した支援ニーズや地域資源の調査・把握、仮想空間上の実施を含めた若者向けイベントの実施、地域住民への広報啓発活動等)



(2) 支援からこぼれ落ちやすい若者支援モデル事業

地域において、制度のはざままで支援からこぼれ落ちてしまいやすい若者(少年院出院者、要対協での終結ケース等)と支援制度が途切れる前からつながり、次の支援につなぐための取組を実施し、効果的な実施方法に係る検証を行うモデル事業を実施する場合に補助を行う。

実施主体等

【実施主体】都道府県、市区町村(指定都市・中核市含む)

【補助率】(1) 国: 2/3、都道府県・市区町村: 1/3 ・(2) 国10/10

【補助基準額】(1) 都道府県: ①～②のうち2メニュー実施: 23,278千円、1メニュー実施: 16,842千円

市区町村: ①～③のうち3メニュー実施: 15,842千円、2メニュー実施: 9,407千円

(2) 都道府県・市区町村: 15,747千円

※都道府県は、若者支援未対応の管内市区町村を含め、広域の支援機能強化を想定した基準額

困難を有する若者への相談支援機能強化活用方法のイメージ（一例）

①若者とつながり・安心して困り事等を話せる関係を作るための取組



例) 相談窓口と一体的に若者向けスペースを運営

例) 中学生からおむね30歳まで

若者の相談支援機能

若者と
つながる



支援・資源
につなぐ



関係機関団体・地域住民等

②伴走的サポートのための取組



例) 窓口職員が支援機関に同行

③地域資源の開拓・連携、広報啓発等



例) 若者と関わるボランティアを募集・研修を実施

※対象経費としては、人件費、旅費、庁費等を計上。
委託費や補助金としての活用も可とする方針
※①～③の各機能につき、複数の団体に委託・補助して機能を確保することも可能

支援からこぼれ落ちやすい若者支援モデル事業のイメージ

所属機関等

※一例

少年院等



連携

要保護児童対策
地域協議会



若者の相談受付機能

※モデル事業として
自治体数箇所程度想定

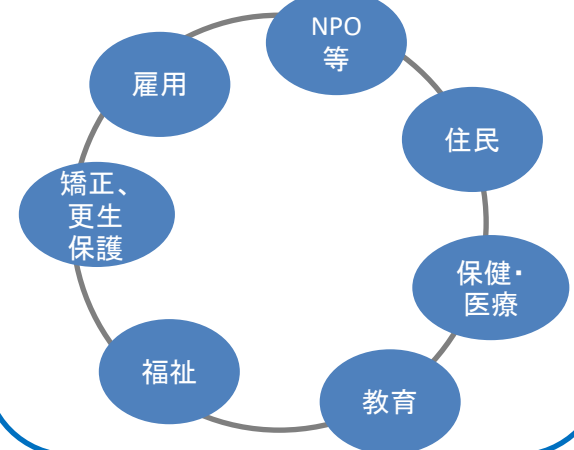
伴走型支援

各機関につながるまでの日常的な
助言・居場所の提供・つないだ後の
フォローアップ等

つなぎ・
フォローアップ

在籍又は支援対象である間から、相談
受付機能の職員が赴いて面接するなど
して関係性を構築するとともに支援
ニーズを把握し、本人の意向も踏まえ
た上で出院やケース終了後等の伴走型
支援につなげる

地域資源



令和7年度調査研究の概要

令和7年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業

「子ども・若者総合相談センター等における困難を有するこども・若者支援の在り方等に関する調査研究」

調査研究の目的

○令和6年度調査研究においては、「子ども・若者総合相談センター」や「子ども・若者支援地域協議会」の設置がない自治体では特に、自治体における、課題を抱えたこども・若者（特に18歳以降）への支援体制、具体的な支援施策の不足、「支援につながりにくい、見落としてしまう若者」への課題意識など、多くの自治体がこども・若者支援の現状に対し課題を感じていることが示された。また、こども・若者当事者から語れた経験や思い、支援者へのヒアリングにより、こうしたこども・若者への関わりや関係構築、支援に当たって求められる視点や現場の知見を踏まえた支援の工夫等が把握された。

○自治体におけるこども・若者支援体制の課題の一つの背景として、困難を有するこども・若者の捉え方や、困難を有する若者をどのように把握し、つながり、また、どのような支援を行い、何を支援の出口とするのかなど、困難を有する若者支援の役割全体に関する考え方、取組方等が必ずしも明確でないことが指摘される。

○自治体の現状や先進的に支援に取り組んでいる支援団体等の知見を踏まえながら、**困難を有する若者支援の在り方や、具体的な取組方法等を整理**することを通じ、子ども・若者総合相談センター等の設置を促進していく。

事業の概要

○みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社において実施

○調査検討委員会を設置

○子ども・若者総合相談センター等におけるこども・若者支援に関するガイドライン等をこども家庭庁から発出することに向け、ガイドラインに盛り込むべき項目の検討、ガイドラインの他に整理・共有すべき情報の検討を行う。

〈児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金〉令和8年度概算要求額 236億円の内数（207億円の内数）

事業の目的

- 親からの虐待等に苦しむ10代～20代のこども・若者は、一時保護や施設入所等を望まない（あるいは年齢により対象とならない）場合もある一方で、
 - ・ 親が荒れて暴力をふるったり、親がしばらく帰らず食事等もままならないときに、夜間も含めて一時的に避難できる安心安全な居場所がほしい
 - ・ 親のネグレクトにより本来親から受けられるはずの支援が受けられないため、自立に向けた就学・就労の準備をしたいなど、家庭内での虐待の状況等に応じた様々なニーズを抱えており、こうしたこども若者を支えるためには、一時保護や施設入所等に代わる新たな居場所、支援スキームが必要となっている。
- こうしたこども若者視点からの新たなニーズへの対応として、家庭等に居場所がないこども・若者がそのニーズにあわせて必要な支援を受けられ、宿泊もできる安全な居場所（こども若者シェルター）を確保する。

事業の概要

親からの虐待等に苦しみ、家庭等に居場所がない10代～20代のこども・若者がそのニーズにあわせて必要な支援を受けられ、宿泊もできる安全な居場所（こども若者シェルター）に補助を行う。 ※①及び②の基本相談は必須、その他は加算対応

①宿泊又は夜間帯の利用が可能な居場所の提供

こども・若者に対し、宿泊又は夜間帯（自治体の条例で深夜徘徊とされる時間に至る前の時間帯（23時頃まで）を想定）の利用が可能な居場所（数日～2か月程度）を提供する。



②基本相談、心理カウンセリング、就労・就学支援、弁護士によるサポートの提供

①を利用するこども・若者に対し、基本相談（現在の悩みや今後の生活に関する全般的な相談対応）、心理カウンセリング、就労・就学支援、弁護士によるサポートの提供等を実施。



実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

【補助基準額】1か所当たり 基本分：19,299千円、加算分：24,221千円